

第 44 号議案

神戸市道路公社の事業変更について同意する件

神戸市道路公社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第2項第2号、第5号及び第6号並びに第11条第2項第3号に掲げる事項を変更することについて同法第10条第4項及び第11条第5項の許可を受けるに当たり、道路管理者である神戸市に対して、同法第16条第1項の規定により同公社から次のとおり同意を求められたので、これに同意する。

令和6年5月9日提出

神戸市長 久 元 喜 造

令和 6 年 4 月 5 日

道路管理者 神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市道路公社

理事長 三 島 功 裕 ⑩

西神戸有料道路事業の変更許可申請の同意について

西神戸有料道路事業の一部を下記のとおり変更することについて、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第4項の規定により国土交通大臣の許可を受けたいので、同法第16条第1項の規定により、あらかじめ、同意を求めます。

記

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>3. 工事予算</p> <p><u>70,641,170千円</u> <u>うち今回施工分</u></p> <p><u>4,014,170千円</u></p> <p>6. 料金の額</p>	<p>3. 工事予算</p> <p><u>66,627,000千円</u></p> <p>6. 料金の額</p> <p><u>(4) ETC前納割引については、以下</u></p> <p><u>のとおりとする。</u></p> <p><u>イ 割引を適用する自動車</u></p>

E T Cカード(E T Cシステム取扱道路管理者(利用規程第2条に定めるE T Cシステム取扱道路管理者をいう。以下同じ。))が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

ロ 割引率

料金の割引率は、14%以下とする。

(5) E T C期間限定時間帯割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

E T C車(E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能な場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものと見なす。以下同じ。)

ロ 割引率

①時間帯に応じた割引

イの自動車については、下表の割引率を適用する。ただし、

割引率を乗じて得た割引額に1円未満の端数が生じる場合は、割引額の1円未満を切り捨てる。

時間帯	割引率
22:00以後～24:00前 4:00以後～6:00前	20%以下
0:00以後～4:00前	50%以下

②弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から①に定める表の軽微な変更を行う場合には、事前に近畿地方整備局長に届け出るものとする。

(6) ETC期間限定山麓バイパス時間帯割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

E T C 車

ロ 割引率

①時間帯に応じた割引

イの自動車については、下表の割引率を適用する。ただし、割引率を乗じて得た割引額に1円未満の端数が生じる場合は、割引額の1円未満を切り捨てる。

時間帯	割引率
-----	-----

6:00以後～9:00前

10%

②弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から①に定める表の軽微な変更を行う場合には、事前に近畿地方整備局長に届け出るものとする。

(4)神戸市道路公社一般向けマイレージ割引（以下「マイレージ割引」という。）については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

E T C車のうち、神戸市道路公社との契約に基づきE T Cカードを発行する者から貸与を受けたE T Cカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が定めるE T Cマイレージサービス利用規約（以下「マイレージ規約」という。）に基づき、E T Cマイレージサービスの利用に関する登録がなされたE T Cカードに限る。以下(4)において同じ。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

ロ 割引率

①ポイントの付与

1枚のE T CカードごとにE

(7)神戸市道路公社一般向けマイレージ割引（以下「マイレージ割引」という。）については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

E T C車のうち、神戸市道路公社との契約に基づきE T Cカードを発行する者から貸与を受けたE T Cカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が定めるE T Cマイレージサービス利用規約（以下「マイレージ規約」という。）に基づき、E T Cマイレージサービスの利用に関する登録がなされたE T Cカードに限る。以下(7)において同じ。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

ロ 割引率

①ポイントの付与

1枚のE T CカードごとにE

TCシステムを利用して徴収する1通行ごとの料金の額及び料金の額の1箇月の合計額に応じて、50円につき下表のとおりポイントを付与する。なお、ポイントの付与は神戸市道路公社が別に定める日に終了するものとする。

基本ポイント	加算ポイント	
	月間利用額区分	ポイント付与(50円につき)
1通行ごと50円につき3ポイント	1万円以下の部分	0ポイント
	1万円を超え3万5千円以下の部分	3ポイント
	3万5千円を超え7万円以下の部分	5ポイント
	7万円を超えた部分	10ポイント

TCシステムを利用して徴収する1通行ごとの料金の額及び料金の額の1箇月の合計額に応じて、50円につき下表のとおりポイントを付与する。

基本ポイント	加算ポイント	
	月間利用額区分	ポイント付与(50円につき)
1通行ごと50円につき3ポイント	1万円以下の部分	0ポイント
	1万円を超え3万5千円以下の部分	3ポイント
	3万5千円を超え7万円以下の部分	5ポイント
	7万円を超えた部分	10ポイント

②期間限定基本ポイント割増

①に定める表の基本ポイントを下表のとおり割増し、ポイントを付与する。

基本ポイント
1通行ごと50円につき、9ポイント

③期間限定往復割引

①に定める表に区分「往復利
用者の復路」を追加し、下表のと
おりポイントを付与する。

区分	時間帯	ポイント付与 (50円につき)
往復利 用者の 復路	往路通 行日の 24:00前	復路の料金の 額に対して20 ポイント以下

②ポイントによる割引

マイレージ規約第2条に定め
るマイレージ登録者は、1枚のE
T Cカードごとに付与されたポ
イント200ポイントを100円分の
通行料金に充当する還元額に交
換できるものとする。

③弾力的なポイントの付与及び割
引

社会政策又は営業上の理由か
ら①に定める表又は②に定める
ポイントによる割引を弾力的に
変更する場合には、事前に近畿
地方整備局長に届け出るものと
する。

(5)

[略]

④ポイントによる割引

マイレージ規約第2条に定め
るマイレージ登録者は、1枚のE
T Cカードごとに付与されたポ
イント200ポイントを100円分の
通行料金に充当する還元額に交
換できるものとする。

ただし、1枚のE T Cカードご
とに付与されたポイントの累積
数が600ポイント以上の最低交換
ポイントを設けることができる。

⑤弾力的なポイントの付与及び割
引

社会政策又は営業上の理由か
ら①、②及び③に定める表又は④
に定めるポイントによる割引を
弾力的に変更する場合には、事前
に近畿地方整備局長に届け出る
ものとする。

(8)

[略]

(6)

[略]

(7) 割引相互間の適用関係

イ 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

ロ ETC路線バス割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しないものとする。

ハ マイレージ割引及びコーポレートカード割引の相互間の重複適用は不可とする。

(9)

[略]

(10) 割引相互間の適用関係

イ 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、ETC前納割引、ETC期間限定時間帯割引、ETC期間限定山麓バイパス時間帯割引及びマイレージ割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

ロ ETC路線バス割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しないものとする。

ハ ETC前納割引、ETC期間限定時間帯割引、ETC期間限定山麓バイパス時間帯割引、マイレージ割引、コーポレートカード割引の相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

①重複適用の有無

	ETC 前納割引		
ETC 期間限定時間 帯割引	○	ETC 期間限定時間 帯割引	
ETC 期間限定山麓 バイパス時間 帯割引	○	○	ETC 期間限定山麓 バイパス時間 帯割引

マイレージ割引	×	○	○	マイレージ割引	
コーポレートカード割引	×	○	○	×	コーポレートカード割引

○：重複適用、×：重複不可

② 重複適用の順序

適用順序	割引の種類
1	E T C 期間限定時間帯割引、 E T C 期間限定山麓バイパス時間帯割引
2	E T C 前納割引、マイレージ割引、 コーポレートカード割引

(8) 社会実験への料金適用についての特別措置

西神戸有料道路において社会実験として、以下のとおり料金割引又は料金設定が実施できるものとする。

イ 割引を適用する自動車

西神戸有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に
合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記イか
らニまでの詳細について、事前に届
け出るものとする。

(9) 企画割引

償還計画に支障のない範囲内で、以
下のとおり割引を実施することがで
きる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引ごとに企画内容
に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率

個々の企画割引ごとに企画内容
に合わせて適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引
ごとに適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引ごとに企画内容
に合わせて適用区間を適宜設定す
る。

ホ 事前の届出

個々の企画割引ごとに上記イか
らニまでの詳細について、事前に届
け出るものとする。

7. 料金の徴収期間

換算起算日（平成7年9月12日）か

7. 料金の徴収期間

換算起算日（平成5年11月29日）か

ら令和22年11月28日までとする。(換算起算日から46年以内とする)

ら令和13年11月28日までとする。(換算起算日から38年以内とする)

道路管理者 神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市道路公社

理事長 三 島 功 裕 ⑩

六甲有料道路事業等の変更許可申請の同意について

六甲有料道路事業、六甲北有料道路事業及び六甲北有料道路2期事業の一部を下記のとおり変更することについて、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第4項及び同法第11条第5項の規定により国土交通大臣の許可を受けたいので、同法第16条第1項の規定により、あらかじめ、同意を求めます。

記

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
3. 工事予算 (イ) 六甲有料道路 <u>18,364,786,000円(うち改築5期 変更分2,845,995,000円)改築5期 追加分944,791,000円)</u> (ロ) 六甲北有料道路	3. 工事予算 (イ) 六甲有料道路 <u>16,770,000,000円(うち改築5期 当初分2,196,000,000円)</u> (ロ) 六甲北有料道路

20,175,267,000円(うち改築3期
変更分780,207,000円) 改築3期追
加分955,060,000円)

(ハ) 六甲北有料道路2期

16,204,650,000円(うち改築3期
変更分344,452,000円) 改築3期追
加分236,198,000円)

7. 料金の額

19,179,000,000円(うち改築3期
当初分739,000,000円)

(ハ) 六甲北有料道路2期

15,989,000,000円(うち改築3期
当初分365,000,000円)

7. 料金の額

(3) ETC前納割引については、以下
のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

ETCカード(ETCシステム取
扱道路管理者(利用規程第2条に定
めるETCシステム取扱道路管理
者をいう。以下同じ。)が別に定め
るところにより、車載器とともに本
割引の適用を受けるための登録及
び料金の前払いがなされている場
合に限る。)を使用して通行料金の
納付を行おうとする利用者の自動
車

ロ 割引率

料金の割引率は、14%以下とす
る。

(4) ETC期間限定時間帯割引につい
ては、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する路線

六甲北有料道路及び六甲北有料
道路2期

ロ 割引を適用する自動車

E T C車(E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能な場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものと見なす。以下同じ。)

ハ 割引率

①時間帯に応じた割引

ロの自動車については、下表の割引率を適用する。ただし、割引率を乗じて得た割引額に1円未満の端数が生じる場合は、割引額の1円未満を切り捨てる。

時 間 帯	割 引 率
22:00以後～24:00前 4:00以後～6:00前	20%以下
0:00以後～4:00前	50%以下

②弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から①に定める表の軽微な変更を行う場合には、事前に近畿地方整備局長に届け出るものとする。

(3)神戸市道路公社一般向けマイレージ割引(以下「マイレージ割引」という。)については、以下のとおりとす

(5)神戸市道路公社一般向けマイレージ割引(以下「マイレージ割引」という。)については、以下のとおりとす

る。

イ 割引を適用する自動車

E T C車のうち、神戸市道路公社との契約に基づきE T Cカードを発行する者から貸与を受けたE T Cカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が定めるE T Cマイレージサービス利用規約（以下「マイレージ規約」という。）に基づき、E T Cマイレージサービスの利用に関する登録がなされたE T Cカードに限る。以下(3)において同じ。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

ロ 割引率

①ポイントの付与

1枚のE T CカードごとにE T Cシステムを利用して徴収する1通行ごとの料金の額及び料金の額の1箇月の合計額に応じて、50円につき下表のとおりポイントが付与する。なお、ポイントの付与は神戸市道路公社が別に定める日に終了するものとする。

基本ポイント	加算ポイント	
	月間利用額区	ポイント

る。

イ 割引を適用する自動車

E T C車のうち、神戸市道路公社との契約に基づきE T Cカードを発行する者から貸与を受けたE T Cカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が定めるE T Cマイレージサービス利用規約（以下「マイレージ規約」という。）に基づき、E T Cマイレージサービスの利用に関する登録がなされたE T Cカードに限る。以下(5)において同じ。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

ロ 割引率

①ポイントの付与

1枚のE T CカードごとにE T Cシステムを利用して徴収する1通行ごとの料金の額及び料金の額の1箇月の合計額に応じて、50円につき下表のとおりポイントが付与する。

基本ポイント	加算ポイント	
	月間利用額区	ポイント

	分	付与 (50円につき)
1 通行 ごと50 円につ き3ポ イント	1万円以下の部分	0ポイント
	1万円を超え3万5千円以下の部分	3ポイント
	3万5千円を超え7万円以下の部分	5ポイント
	7万円を超えた部分	10ポイント

②ポイントによる割引

	分	付与 (50円につき)
1 通行 ごと50 円につ き3ポ イント	1万円以下の部分	0ポイント
	1万円を超え3万5千円以下の部分	3ポイント
	3万5千円を超え7万円以下の部分	5ポイント
	7万円を超えた部分	10ポイント

②期間限定基本ポイント割増

①に定める表の基本ポイントを下表のとおり割増し、ポイントを付与する。

基本ポイント
1 通行ごと50円につき、9ポイント

③期間限定往復割引

①に定める表に区分「往復利用者の復路」を追加し、下表のとおりポイントを付与する。

区分	時間帯	ポイント付与 (50円につき)
往復利用者の復路	往路通行日の24:00前	復路の料金の額に対して20ポイント以下

④ポイントによる割引

マイレージ規約第2条に定めるマイレージ登録者は、1枚のETCカードごとに付与されたポイント200ポイントを100円分の通行料金に充当する還元額に交換できるものとする。

③弾力的なポイントの付与及び割引

社会政策又は営業上の理由から①に定める表又は②に定めるポイントによる割引を弾力的に変更する場合には、事前に近畿地方整備局長に届け出るものとする。

(4)

[略]

(5)

[略]

(6)

[略]

(7) 割引相互間の適用関係

イ 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、大沢IC再入場割引及びマイレージ割引に限るものとする。

ロ ETC路線バス割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、大沢IC再入場割引に限るものと

マイレージ規約第2条に定めるマイレージ登録者は、1枚のETCカードごとに付与されたポイント200ポイントを100円分の通行料金に充当する還元額に交換できるものとする。

⑤弾力的なポイントの付与及び割引

社会政策又は営業上の理由から①、②及び③に定める表又は④に定めるポイントによる割引を弾力的に変更する場合には、事前に近畿地方整備局長に届け出るものとする。

(6)

[略]

(7)

[略]

(8)

[略]

(9) 割引相互間の適用関係

イ 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、大沢IC再入場割引、ETC前納割引、ETC期間限定時間帯割引及びマイレージ割引に限るものとする。

ロ ETC路線バス割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、大沢IC再入場割引に限るものと

する。

ハ 大沢 I C 再入場割引を受ける自動車は他の全ての割引に重複して適用されるものとする。

ニ マイレージ割引及びコーポレートカード割引の相互間の重複適用は不可とする。

ホ 割引の相互間の重複適用の順序については、以下のとおりとする。

する。

ハ 大沢 I C 再入場割引を受ける自動車は他の全ての割引に重複して適用されるものとする。

ニ E T C 前納割引、E T C 期間限定時間帯割引、マイレージ割引、コーポレートカード割引の相互間の重複適用の有無については、以下のとおりとする。

① 重複適用の有無

	E T C 前納 割引			
E T C 期間限 定時間 帯割引	○	E T C 期間限 定時間 帯割引		
マイレ ージ割 引	×	○	マイレ ージ割 引	
コーポ レート カード 割引	×	○	×	コーポ レート カード 割引

○：重複適用、×：重複不可

ホ 割引の相互間の重複適用の順序については、以下のとおりとする。

② 重複適用の順序

適用 順序	割引の種類
1	大沢 I C 再入場割引
2	障害者割引
3	マイレージ割引、コーポレートカード割引
4	E T C 路線バス割引

(8) 社会実験への料金適用についての特別措置

六甲有料道路、六甲北有料道路及び六甲北有料道路 2 期において社会実験として、以下のとおり料金割引又は料金設定が実施できるものとする。

イ 割引を適用する自動車

六甲有料道路、六甲北有料道路及び六甲北有料道路 2 期の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容

適用 順序	割引の種類
1	大沢 I C 再入場割引
2	障害者割引
3	E T C 期間限定時間帯割引
4	E T C 前納割引、マイレージ割引、コーポレートカード割引
5	E T C 路線バス割引

(10) 社会実験への料金適用についての特別措置

六甲有料道路、六甲北有料道路及び六甲北有料道路 2 期において社会実験として、以下のとおり料金割引又は料金設定が実施できるものとする。

イ 割引を適用する自動車

六甲有料道路、六甲北有料道路及び六甲北有料道路 2 期の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に

に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

(9) 企画割引

償還計画に支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引ごとに上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

8. 一の道路として料金を徴収する期間
平成14年6月1日から令和25年7月2日までとする。(換算起算日(平

合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

8. 一の道路として料金を徴収する期間
平成14年6月1日から令和20年7月2日までとする。(換算起算日(平

成 7 年 5 月 24 日) から 49 年以内とする)

成 5 年 7 月 3 日) から 45 年以内とする)

理 由

道路整備特別措置法第16条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

道路整備特別措置法 ぬきがき

(地方道路公社の行う一般国道等の新設又は改築)

第10条 地方道路公社は、一般国道（その新設又は改築が当該一般国道の存する地域の利害に特に関係があると認められるものに限る。）、都道府県道又は市町村道（これらの道路のうち、第12条第1項に規定する道路網を構成している道路を除き、高速道路以外の道路にあつては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものに限る。）について、道路法第12条、第15条、第16条第1項若しくは第2項本文、第17条第1項から第3項まで若しくは第88条第2項の規定又は同法第16条第2項ただし書若しくは第19条第1項の規定に基づき成立した協議（同法第16条第4項又は第19条第4項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 工事方法及び工事予算

(3)、(4) [略]

(5) 料金

(6) 料金の徴収期間

3 [略]

4 地方道路公社は、第1項の許可を受けた後、第2項第1号、第2号、第5号又は第6号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

5～7 [略]

(地方道路公社の行う料金の徴収の特例)

第11条 地方道路公社は、前条第1項の許可（同条第4項の許可を含む。以下同じ。）を受けた2以上の道路につき、次に掲げる要件に適合する場合には、国土交通大臣の許可を受けて、これらの道路を1の道路として料金を徴収することができる。

(1) 当該2以上の道路が、通行者又は利用者が相当程度共通であり、又は相互に代替関係にあることにより、交通上密接な関連を有すると認められること。

(2) 当該2以上の道路についての料金の徴収を一体として行うことが適当であると認められる特別の事情があること。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 料金

(3) 料金の徴収期間

3、4 [略]

5 地方道路公社は、第1項の許可を受けた後、第2項第2号又は第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

6～9 [略]

(道路管理者の同意等)

第16条 地方道路公社は、第10条第1項の許可、第11条第1項の許可（同条第5項の許可を含む。以下同じ。）、第12条第1項の許可、第13条第1項の認可又は前条第1項の許可（同条第4項の許可を含む。以下同じ。）を受けようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）の同意を得なければならない。

2 道路管理者は、前項の同意をしようとするとき（第12条第2項第2号の工事実施計画又は第13条第2項第2号の料金若しくは同項第3号の料金の徴収期間について同意をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。